

上松技術専門校受変電設備改修工事

I 工事概要

1 工事場所 長野県木曾郡上松町大字小川

2 建物概要

建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法施行令別添第1の区分	備考
付属棟	S	地上1階	111	(7)項	

3 工事種目 (○印のついたものを適用する。)

工事種目	項目	建物別及び屋外				
		管理棟				
電灯設備						
動力設備	幹線、分岐					
電熱設備						
雷保護設備						
受変電設備		○一式				
電力貯蔵設備						
静止形電源設備	直流電源装置					
発電設備						
構内情報通信網設備	LAN用配管					
構内交換設備	電話設備					
情報表示設備	時計設備					
映像・音響設備						
拡声設備						
誘導支援設備	インターホン・トイレ呼出し設備					
テレビ共同受信設備						
監視カメラ設備						
駐車場管制設備						
防犯・入退室管理設備	インターホン・トイレ呼出し設備					
自動火災報知設備						
自動閉鎖設備						
非常警報設備	非常放送装置					
ガス漏れ警報設備						
中央監視制御設備						
構内配電線路						
構内通信線路						
昇降機設備						
撤去一式		○一式				

II 管理技術者等

設計事務所名	管理技術者
株式会社 三友ファシリティーデザイン	野坂 英史
主任担当技術者	担当技術者
責任担当	
株式会社 三友ファシリティーデザイン 夏目 博範	
構造担当	
積算担当	
電気設備担当	
株式会社 三友ファシリティーデザイン 須田 潔	株式会社 三友ファシリティーデザイン 波多慶 永寿
機械設備担当	

III 工事仕様

1 共通仕様

- 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁官庁官庁の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工編)(令和7年版)」(以下、「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工編)(令和7年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工編)(令和7年版)」(以下、「標準図」という。)による。
- 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書に適用する。

2 特記仕様

特記仕様は別紙「特記仕様書(共通事項)」によるほか次の各項目による。

- 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項目	特記事項																				
① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等なものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 下表に示す材料・機材等(○印のもの)の製造者等は次の1)から6)のすべての事項を満たすものとし、この証明となる資料または外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督員の承諾を受ける。 <table border="1"><thead><tr><th>材料・機材名</th><th>材料・機材名</th></tr></thead><tbody><tr><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・</td><td>○ その他、監督員の指示によるもの</td></tr><tr><td>○(注)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材</td><td></td></tr></tbody></table> <ol style="list-style-type: none">品質及び性能に関する試験データが整備されていること。生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。安定的な供給が可能であること。法令等が定める場合は、その許可・認可・認定または免許を取得していること。製造または施工の実績があり、その信頼性があること。販売、保守等の営業体制が整えられていること。	材料・機材名	材料・機材名	・	・	・	・	・	○ その他、監督員の指示によるもの	○(注)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材											
材料・機材名	材料・機材名																				
・	・																				
・	・																				
・	○ その他、監督員の指示によるもの																				
○(注)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材																					
② 機材の品質・性能証明	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。 (2)保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びステレンを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。 (3)接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。 (4)塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。 (5)上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放射しないものとは放射量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放射が極めて少ないものとは放射量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとする。 ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放射量」は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>ホルムアルデヒドの放射量</th><th>該当する建築材料</th></tr></thead><tbody><tr><td>①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品</td><td></td></tr><tr><td>②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品</td><td></td></tr><tr><td>③下記表示のあるJAS規格品</td><td></td></tr><tr><td>a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用</td><td></td></tr><tr><td>b 接着剤等不使用</td><td></td></tr><tr><td>c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない材料使用</td><td></td></tr><tr><td>d ホルムアルデヒドを放射させない塗料等使用</td><td></td></tr><tr><td>e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない塗料使用</td><td></td></tr><tr><td>f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない塗料等使用</td><td></td></tr></tbody></table> 第三種 ①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE○規格品 ④旧JASのF○規格品	ホルムアルデヒドの放射量	該当する建築材料	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品		②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品		③下記表示のあるJAS規格品		a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用		b 接着剤等不使用		c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない材料使用		d ホルムアルデヒドを放射させない塗料等使用		e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない塗料使用		f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない塗料等使用	
ホルムアルデヒドの放射量	該当する建築材料																				
①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品																					
②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品																					
③下記表示のあるJAS規格品																					
a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用																					
b 接着剤等不使用																					
c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない材料使用																					
d ホルムアルデヒドを放射させない塗料等使用																					
e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない塗料使用																					
f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない塗料等使用																					
③ 化学物質を発生する建築材料等	・公共建築工事積算基準の解説(設備工編)の「執務並行改修」 工事現場の電気工作物(回路、自動扉、自動シャッター、電動機等も含む)の保安業務を行うものとする。 契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。 (1)実施工程表、総合施工計画書は、工事着手に先立ち速やかに提出する。 (2)工種別の施工計画書は、当該工事に先立ち速やかに提出し、品質計画に係る部分は監督職員の承諾を受けること。 使用材料名、製造業者名、発注先等を記載した調書を作成し提出する。 (1)引渡しを要するもの ○無 ・有 () (2)引渡しを要するもの以外 ○構外搬出し、関係法令により適切に処理をする。 (3)特別管理産業廃棄物 ○無 ・有 (P2使用機器:関連法令により適切に処理し建物管理者に引き渡す。) (4)再利用又は再資源化を図るもの ・無 ○有 (・廃蛍光管 ・コンクリート・木材・アスファルト○金属くず・ダンボール類) ○設けない ・設ける(規模:) ・備品() すべて請負者の負担とする。 構内に作ることが ○できる ・できない ○別契約の関係請負者が定置したものは、無償で使用できる。 ○本工事で設置する。 ・内部仮設足場等(・架台足場 ・移動式足場 ・移動式室内足場 ・) ・外部足場 (・ A種 [施工箇所面に特種足場を設ける。] ・ B種 [施工箇所面に単管本足場を設ける。] ・ C種 [仮設ゴンドラを使用する。] ・ D種 [移動式足場を使用する。]) 本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は請負者の負担とする。																				
④ 施工条件明示項目																					
⑤ 電気保安技術者																					
⑥ 電気工事士																					
⑦ 実施工程表及び施工計画書																					
⑧ 使用材料発注先調書																					
⑨ 発生材の処理																					
⑩ 監督員事務所																					
⑪ 工事用仮設物																					
⑫ 足場・さん積類																					
⑬ 工事用電力・水・その他																					

項目	特記事項																																																													
⑭ 工事写真	工事の着手に先立ち、撮影計画の作成を行い、監督職員へ提出すること。																																																													
⑮ しゅん工時提出物	標準仕様書及び別表による。 取外し再用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付ける。ただし、絶縁劣化等で使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。 設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」:監修(独)建築研究所)による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 (1)設計用水平地震力 機器の重量[kgf]に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用標準水平地震度は次による。 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">○ 一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">上層階、屋上及び塔屋</td><td>機器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td rowspan="2">中間階</td><td>水槽類(※1)</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>機器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="2">地下・1階</td><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>機器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td></td><td>水槽類(※1)</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td></td><td>機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td></td><td>水槽類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></tbody></table> (※1)水槽類にはオイルタンクを含む。 ○重要機器の定義は次のとおり。 ○受変電設備 ・発電設備 ・直流電源設備 ・交流無停電電源装置 ・交換機 ・自動火災報知受信機 ・中央監視装置 ・変圧器 ・リアクトルコンデンサ ○上層階の定義は次による。 2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。 (2)設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に動くものとする。	設置場所	機器種別	特定の施設		○ 一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	中間階	水槽類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	地下・1階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	機器	1.5	1.0	1.0	0.6		水槽類(※1)	1.0	0.6	0.6	0.4		機器	1.0	1.0	1.0	0.6		水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別			特定の施設		○ 一般の施設																																																								
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																									
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																									
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																									
中間階	水槽類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0																																																									
	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
地下・1階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																									
	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
	水槽類(※1)	1.0	0.6	0.6	0.4																																																									
	機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																									
	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
⑯ あと施工アンカー	公共建築改修工事標準仕様書(建築工編)8章2節8.2.4及び12節による。 確認試験は、 ・性能確認試験(本) ○施工後確認試験(3本以上)を許容引張荷重にて行う。																																																													
19 防火区画等の貫通処理	電線等が、防火区画又は防火上主要な開仕切りを貫通する場合の施工状況について、貫通箇所の両面から写真撮影し、工事写真として提出する。 (1)EM-EFFは紫外線による劣化を抑制する性能を持たせ、「N/A」付EM-EFFと表記されたものを使用する。 (2)EM-UTPはJIS X 5150「構内情報配線システム」に準じ、絶縁材料及びシースにJIS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの。																																																													
20 電線・ケーブル	埋込分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合は(25)を1本5個以上の場合は(25)を2本、天井まで立上げる。 長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。 下記の露出配管は塗装を行う。 ・屋外(溶融亜鉛メッキ仕上げは除く) ・屋内 ・A種[山砂の類:水締め、機器による締固め] ・B種[根切り土の中の良質土:機器による締固め] ・C種[地現場の建設発生土の中の良質土:機器による締固め] ・D種[再生コンクリート砂:水締め、機器による締固め] ・配管下部は50mm以上、上部は100mm以上砂を用いて締固めること。 ・構外搬出処理 ・構内の指定場所に敷き均し																																																													
21 予備配管	(1) 地中線路には、ケーブル埋設渠をもうける。 ・鉄製 ・コンクリート製 (2) 低圧地中配線にあっても地中線埋設機シートを敷設する。 (3) 配管埋設幅が750mmを超える場合は、地中線埋設機シートは2条以上敷設する。																																																													
22 呼び線	(1) 露出するプルボックスの本体及びふたの仕上げは、メラミン焼付塗装とする。 (2) 露出するプルボックスのふたの止めねじは化粧ビスとする。																																																													
23 金属製電線管の塗装	図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・金属製 ・樹脂製																																																													
24 埋め戻し土	プルボックス、ジョイントボックス及び機器を安裝しないプレートには、用途を明示した時標をつける。 タンブラスイッチは連用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として連用形とする。ただし、2口の場合は複式を使用して良い。また(ZP15A)以外はすべてキャップ付とする。 本工事の動力制御並びに別途電動機等への配線の接続は本工事でとする。 ・測定場所: ・各室(測定箇所数 箇所) ・廊下 ・階段 用途: ・非常用照明 ・一般照明 ・学校施設における室内照度測定(測定教室: 備所、測定黒板面: 備所) ※教室の照度は、1教室当たり机上面9か所、黒板面直下9か所で測定する。																																																													
25 建設発生土の処理																																																														
26 ケーブル埋設渠																																																														
27 プルボックス																																																														
28 フラッシュプレート																																																														
29 プレートの用途表示																																																														
30 配線器具																																																														
31 機器への接続																																																														
32 照度測定																																																														
⑳ 盤類	(1) 分電盤等の図面ホルダーに、単線結線図・絶縁抵抗測定表・接地抵抗測定表を収納する。 (2) 端子盤には、線番表・結線表を備え付ける。																																																													
㉑ グリーン購入の推進	長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目 <資材> ・照明制御システム ○変圧器 ・() <建設機器> ・排出ガス対策型建設機器 ・低騒音型建設機器 工事区分表(平成 年版)による。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議する。																																																													
35 他工事又は他工種との取り合い	保険等の各種措置及び電子納品については、別添「特記仕様書(共通事項)」による。(長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書) ・施工制約条件																																																													
㉒ その他及び電子納品																																																														
37 その他																																																														

(別表) しゅん工時提出物 (・に○印のついたものを提出する。)

個別提出物	一括提出物
1 完成図 ○原因(A1版 ケース入り) ○隣面(A1版 2折折り製本 1部) ○CADデータ(jww及びpdf形式)	⑤ 機器完成図 ⑥ 工事写真 7 完成写真 ⑧ 工事記録 (打合せ簿、工事日誌、協議書) ⑨ 機材の試験成績書 ⑩ 施工の試験成績書 ⑪ 社内試験成績書 ⑫ 発生材処理報告書 (廃棄物処理実施書、運搬及び処理の委託契約書の写し、マニフェストの写し、フロー図)
2 設計図 ○CADデータ	⑬ 納入品一覧表 ⑭ 官公署手続、検査書(管理用正本、写し) ⑮ 保全に関する資料(取扱説明書も含む)
3 引渡書	
4 納入品 ○予備品 ○盤類の鍵 ・ハンドホールフック、ジャッキ	

3 ハンドホール

- 下表による。(端子は各ハンドホールに設置する。蓋取外し用ジャッキを1組納入する。)
ブロックハンドホール (寸法は内法を示す。底部とはハンドホール内側底部をいう。)
・コンクリート相互間などは、エポキシ系樹脂接着剤により接着する。
・ブロックの仕様は国土交通省仕様に基づきとする。
・ハンドホールにクックアウト部分を設けてはならない。
・配管貫通部は、原則として規巻き30φ以上(F=18N/mm以上)とし、差し筋D10タテコ#200で補強する。
・補強方法については、あらかじめ監督員にN/Aを製作図を提出して承諾を受けて施工する。

・	ハンドホール No.-	1,500×1,500×1,500D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,740以上
・	ハンドホール No.-	1,200×1,200×1,500D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,700以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.1	1,000×1,000×1,400D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,600以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.-	1,000×1,000×1,100D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,300以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.-	1,000×1,000×900D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,060以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.-	900×900×1,100D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,260以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.-	900×900×900D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,060以上 (既製足場付)
・	ハンドホール No.-	600×600×680D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	
・	ハンドホール No.-	450×450×680D 蓋 WPM-45B (Eマーク入)	※補強帯等車道の通行の恐れがない場所、収容ケーブルが少ない場所に限る

4 接地種

下表による。ただし、これよりがたい場合は監督員との協議による。

・	A種接地	鋼板1.5t×900×900 リード端子付	補助接地棒(連結式10φ×1,500) 2m 埋設機(真鍮製又はステンレス製)
・	B種接地	鋼板1.5t×600×600 リード端子付	補助接地棒(連結式10φ×1,500) 2m 埋設機(真鍮製又はステンレス製)
・	C種接地	鋼板1.5t×300×300 リード端子付	補助接地棒(連結式10φ×1,500) 2m 埋設機(真鍮製又はステンレス製)
・	D種接地	接地棒(10φ×1,500) リード端子付	打ち込み式埋設機(真鍮製又はステンレス製)

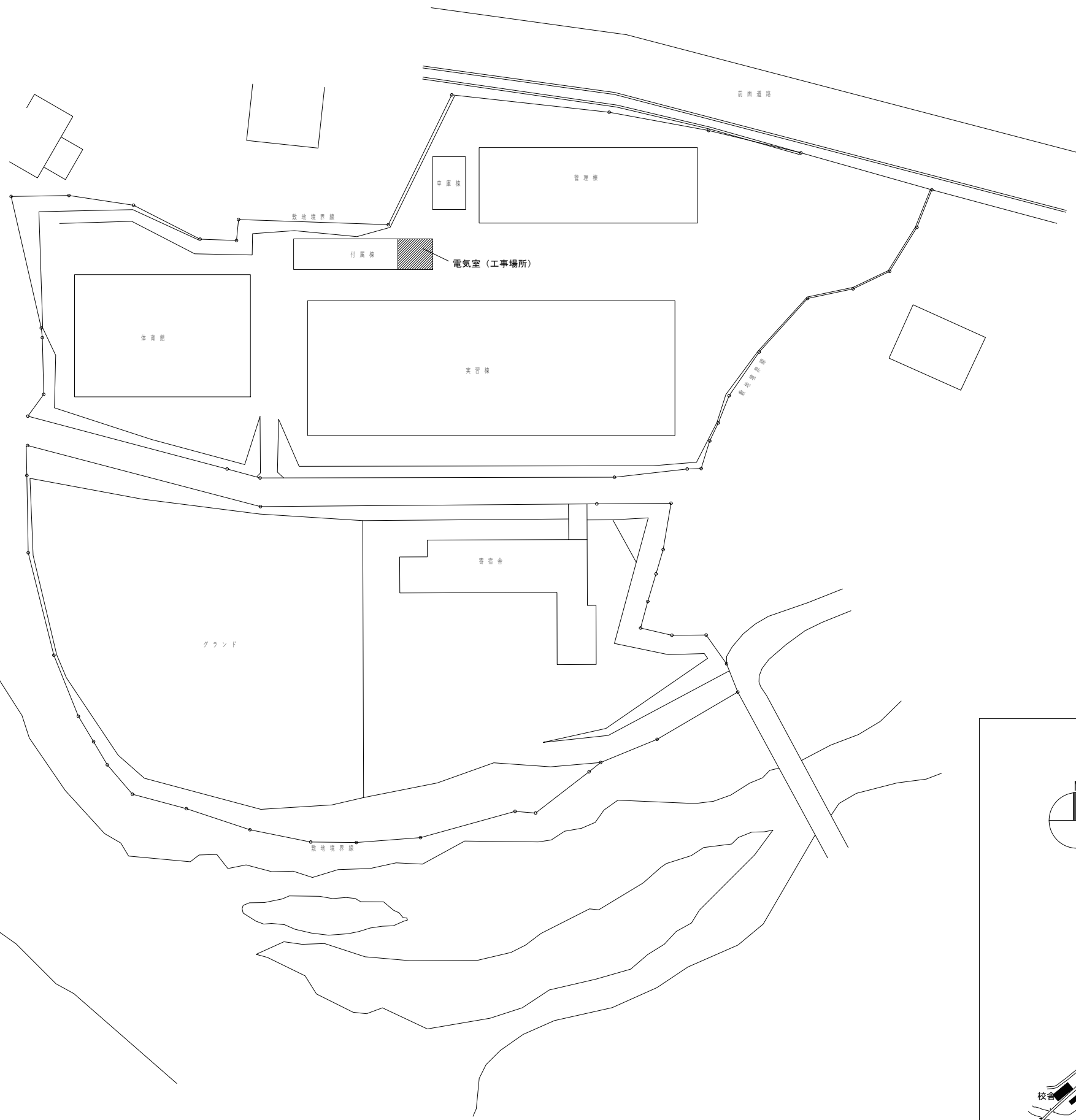
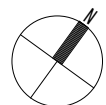
5 機器取付高

図面に特記なきものは下表を標準とする。但し下表によりがたい場合には監督員との協議による。

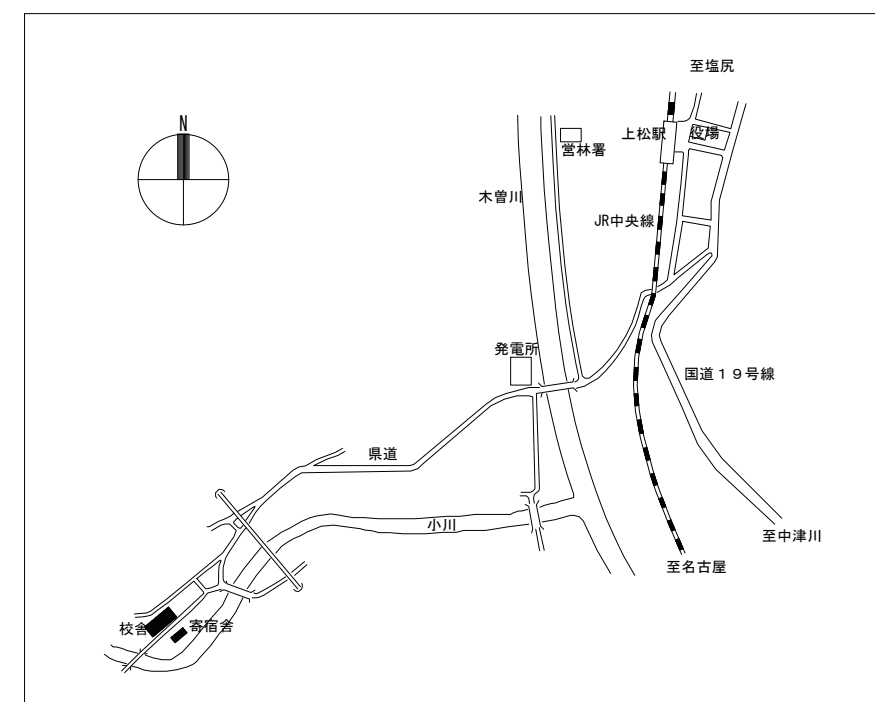
	名称	測点	取付高(mm)		名称	測点	取付高(mm)
共通	取引用計器	地上~上端	2,000	時計・計	壁掛形観時計	床下~中心	1,500 (上端1,900以下)
	引込閉閉器	床下~上端	1,800		子時計	"	"
電	警報盤	床下~中心	1,500	壁掛形スピーカー	"	"	(天井高)×0.9
	分電盤	床下~中心	1,500 (上端1,900以下)	アンテナター	"	"	1,300
	タンブラスイッチ (身障者用)	"	1,300	表示盤	床下~中心	(天井高)×0.9	1,300
	コンセント(一般)	"	300	壁付発信器	"	"	(天井高)×0.9
	"(和室)	"	150	ベル	"	"	(天井高)×0.9
	"(便所等)	"	500	プザー	"	"	1,300
	"(台上)	台上~中心	150	押ボタン (身障者用押印)	"	"	900
	ブラケット(一般)	床下~中心	2,100	身障者用表示灯	"	"	2,900
	"(露場)	"	2,500	復帰ボタン	"	"	1,800
	灯	"(鏡上)	鏡端~中心	150	イン	壁付インターホン	床下~中心
動	壁掛形制御盤	床下~中心	1,500 (上端1,900以下)	ン	"(身障者用)	"	1,100
	手元閉閉器	"	1,500	タ	壁付位置ボックス (壁付インターホンを除く)	"	300
力	操作スイッチ	"	1,300	ー	壁付位置ボックス (一般)	"	150
	押ボタン	"	1,300	ホ	エレベーター	床下~中心	(天井高)×0.9
電	室内端子盤 (廊下・室内)	床下~下端	300	ン	機器収容箱	床下~中心	(天井高)×0.9
	中間端子盤 (EPS・電気室)	床下~中心	1,500	レ	アウトレット	"	300
	集合保安器箱	"	(天井高)×0.9	レ	"(一般)	"	150
	壁付アウトレットボックス(一般)	"	300	レ	"(和室)	"	150
	ベル	"	150	火	受備機	床下~操作部	800~1,500
話	報	"	150	災	副受備機	床下~中心	800~1,500
	知	"	150	機	器収容箱	床下~中心	800~1,500
		"	150	報	発信器	"	800~1,500
				知	消火栓表示灯	"	(天井高)×0.9

6 定期報告

工事しゅん工後3か月、12ヶ月に点検をして、その結果を書面で施設課長へ報告する。(管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず管理者の立会いを要する。)



想定工期：R8.4（下旬）～R9.3末



配置図

案内図

特 記	1.	訂正
	2.	
	3.	
	4.	
	5.	
	6.	
	7.	

設計者 氏名	1級建築士登録 第272762号 野坂 英史	SFD 株式会社 三友ファシリティーズデザイン <small>1級建築士事務所登録(松本) 第 31291 号 管理建築士 1級建築士登録 第26244号 須田 栄 〒390-0942 長野県松本市冠木野 2-8-10 TEL. 0263(08)7348</small>	工事名	上松技術専門校変電設備改修工事
設計者 氏名			図面名	案内図、配置図
設計者 氏名		承認	設計体制及び検査	設計完了日
		検査員	須田 波多腰	2025.3
		責任者	野坂 英史	
		担当者	野坂 英史	
		備考		
		縮尺	A1: 1/400 A3: 1/800	JOB No. S25004D
		図面番号		E-02

